

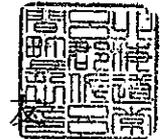
佐呂間町告示第40号

佐呂間町農業振興地域整備計画（令和6年7月2日告示32号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧する旨、公告する。

なお、当町の住民で当該農業振興地域整備計画の変更案について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに書面による意見書を当町に提出できるほか、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、当町にこれを書面により申し出ることができる。

令和6年9月6日

佐呂間町長 武田温



記

- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間
自 令和6年9月6日
至 令和6年9月26日
- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
佐呂間町役場 農務課

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書、
並びに農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画
の変更案に対する異議申出書の提出先
常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
佐呂間町役場 農務課

4 その他

(1) 農業振興地域整備計画の変更案に対して提出
のあった意見書については、要旨を取りまとめた
上、当該農業振興地域整備計画の決定と併せて処
理結果を公告するものとする。

(2) 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見
書、並びに農業振興地域整備計画のうち農用地利
用計画の変更案に対する異議申出書には、資格確
認のために申出者の氏名及び住所を明記するもの
とし、法人の場合には法人名及び事務所の所在地
を明記するものとする。

佐呂間町農業振興地域整備計画の変更理由書

1 佐呂間町農業振興地域整備計画を変更する経緯

経済事情の変動その他情勢の推移により、佐呂間町農業振興地域整備計画の農用地区域内の除外及び用途変更をしたい旨の申出があり、当該農業振興地域整備計画の変更が必要と判断した。

2 佐呂間町農業振興地域整備計画を変更する理由

佐呂間町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に定める農用地区域内の農用地を、農用地区域から除外及び用途区分変更したい旨の申出があり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第10条第3項及び第10条第4項並びに第13条第2項に掲げる要件を満たしているため。

3 佐呂間町農業振興地域整備計画の変更内容

農用地区域内から除外

佐呂間町字富丘 38 番地 1 の内

農用地の用途変更

佐呂間町字富丘 76 番地の内

富丘 79 番地 2 の内

富丘 79 番地 17

